

改正概要説明書

国名：メキシコ

法令名：産業財産権法

改正情報：2012年4月9日官報により改正，2012年4月10日施行

改正概要：

1. 省庁名変更に関して

2000年に「通商産業開発省」が「経済省」に名称変更したことに伴い改正された。(第6条，第7条の2，第7条の2(1)，第12条，第159条，第169条)

2. 送達に関して

公示送達について規定された。(第183条)

3. 権利侵害に関して

産業財産権侵害者に対する制裁について追加規定された。(第205条，第206条，第208条，第209条，第213条，第220条)

改正内容：

・第6条

(I)及び(XXI)において、「通商産業開発省」が「経済省」に変更された。

・第7条の2

(I)において、「通商産業開発大臣」が「経済大臣」に変更された。

(II)において、「通商産業開発省」が「経済省」に変更された。

(IV)において、「外務省，農業水資源省，教育省，厚生省，国家科学技術評議会及び国家度量衡センター」が「外務省，農業・牧畜・農村開発・水産・食料省，公共教育省，保健省，国家科学技術審議会及び国家計量センター」に変更された。

・第7条の2(1)

「通商産業開発大臣」が「経済大臣」に変更された。

・第12条

(VI)において、「地方通商産業開発省事務所」が「地方経済省事務所」に変更された。

・第159条，第169条

「通商産業開発省」が「経済省」に変更された。

・第183条

公示送達に関する規定が追加された。

・第 205 条

証拠保全に関する規定が追加された。

・第 206 条

立入査察に対する妨害行為に関する規定が追加された。

・第 208 条

「査察対象者又は証人が報告書に署名しなかった，その写しの受諾を拒否した，又は報告書に署名する証人を提供しなかった場合，これらの事情は，報告書自体に組み込まれ，その有効性又は証明力には影響を与えない。」が追加された。

・第 209 条

(VII)において，査察執行の情報が明確化された。

・第 213 条

(XXVIII)及び(XXIX)は新設項目である。

・第 220 条

(III)において，悪意による違反に対する懲罰的罰金に関する規定が追加された。